

教育民生委員会 会議録

日 時 令和3年9月16日(木曜日) 午前10時12分～午前10時36分

場 所 白杵庁舎2階 全員協議会室

出席委員の氏名

委員 長 久藤 朝則 副委員長 内藤 康弘 委 員 川辺 隆
委 員 匹田久美子 委 員 戸匹 映二 委 員 若林 純一

欠席委員の氏名

(な し)

説明のため出席した者の職氏名

政策監(民生担当) 小坂 幸雄 政策監(福祉保健担当) 杉野 等
税務課長 姫野 敬一 高齢者支援課長 田中美智子
その他関係職員

出席した事務局職員の職氏名

局長 平山 博造 副主幹 高橋 悠樹 書記 清水 香

傍聴者

1名(報道機関)

会議に付した事件及び審査結果

< 審査議案 >

番 号	件 名	審査結果
第 58 号	白杵市税特別措置条例の一部改正について	審査未了
第 59 号	白杵市みんなで取り組む認知症条例の制定について	審査未了

午前10時12分 開議

○委員長(久藤朝則)

ただいまから、教育民生委員会を開催いたします。

本日の委員会では、新型コロナウイルス感染対策のため、正しいマスクの着用をお願いします。
本日は報道機関より傍聴の申し出がありましたので、許可しております。また、写真撮影につきましても、許可をしておりますのでご了承ください。

○委員(川辺 隆)

委員会の開会に先立ち、若林純一委員がマスクの着用をしておりません。

若林純一委員にマスクの着用を促してください。

○委員長(久藤朝則)

若林委員、マスクを着用してください。

(「マスクについては……」と呼ぶ者あり)

(「当ててないのに発言したら悪いでしょ。悪いけど発言許可が出てません」と呼ぶ者あり)

○委員(若林純一)

マスクを着用することで、二酸化炭素濃度の濃い空気を吸う、そういう不利益を生じるものであります。また、マスクには雑菌が繁殖し、マスクをし続けることについても健康を害する恐れがないとは言えません。マスクは本来、感染予防としてエチケットであるものという社会通念上扱いがされてきました。

マスクをすることで二酸化炭素濃度の濃い空気を吸わされることになります。また、マスクの中に雑菌が繁殖しその雑菌による健康を損なう恐れがなきにしもありません。エチケットとしてマスクをすることについて何ら異論はありませんが、マスクを強制されるとするならば、そのきちんとしたマスクをしなければならない科学的エビデンスあるいは法的根拠を示していただかないと、私は個人としてマスクをするということには同意できません。なぜかと言いますと一定の距離を置いて、飛沫が飛ばない状況においてマスクを強制されるということについて納得がいきませんので、マスクをしると、それがエチケットですよということであれば私はマスクをします。しかし、鼻を出して新鮮な空気を吸わないと、正常な思考もできませんし、先ほどいいましたように二酸化炭素の濃い空気をずっと吸い続けるということになりますので、そういう個人に対する不利益を生ずることを強制するのであれば、それなりのきちんとした科学的根拠と必要性を示していただいて、それならば私はそれに従う所存であります。今、一般的に一人で歩いていてもマスクをするというそういうエチケット上のことが行われていますけれど、それはあくまでエチケット上のことであって、マスクを強制される場面というのはどういう場面なのかというのは、きちんとはっきりとしておりません。

(「委員長、休憩をお願いします」と呼ぶ者あり)

○委員長(久藤朝則)

休憩します。

午前10時15分 休憩

午前10時16分 再開

○委員長(久藤朝則)

再開いたします。

○委員(川辺 隆)

若林純一委員の、マスクをせずに今行った発言に関して、我々議員とここにおられる市の職員、執行部の方々が感染の危険にさらされております。ただちに発言の中止を求め、若林委員の退席を求めたいと思います。

○委員(若林純一)

川辺委員がそのようにお考えであれば、マスクをして弁明したいと思います。

○委員長(久藤朝則)

マスクの着用をお願いします。

○委員(川辺 隆)

若林委員のマスクの着用をお願いします。

(「発言の時だけします」と呼ぶ者あり)

○委員長(久藤朝則)

お願いします。

○委員(川辺 隆)

今、若林委員の発言があった、発言の時だけしますというのは、我々議員にとって、この委員会の侮辱だということを私は訴えたいと思います。ただちに、侮辱の発言に対しての取り消しとこの場から退場を求めます。

○委員長(久藤朝則)

発言時だけではなくて、常時着用をお願いします。

(「常時着用については承服しておりません」と呼ぶ者あり)

(「当てられていないのに、発言していますよ。だめですよ、ルール違反」と呼ぶ者あり)

○委員(若林純一)

先ほど川辺委員から指摘があったように、皆さんに感染するという恐れを感じさせているということですので、弁明の発言については、マスクを頑張ってして発言いたします。それで今から発言してよろしいでしょうか。

○委員(川辺 隆)

再度、幾多に上るこの注意を無視して、今後委員会の開会を待たずして申し訳ありませんけども、ここで決を採っていただきたいと思います。委員全員による若林委員の退席を求める決議、地方自治法第129条の1項に沿った形でよろしくをお願いします。

(「今マスクされてますよね、これを委員会の間していただいて……」と呼ぶ者あり)

(「今までのことです」と呼ぶ者あり)

○委員長(久藤朝則)

今、川辺委員より

(不規則発言 多数)

○委員長(久藤朝則)

若林委員、そのまま臨んでいただきたいと思います。

(「何度も申し上げましたとおり……」と呼ぶ者あり)

○委員(川辺 隆)

発言許可を求めているですよ。若林純一委員、全然求めているじゃないですか。

○委員(若林純一)

先ほど来、申していますように、ずっとしろということに関しては、承服しておりませんで、なぜしないかということについて説明を求められましたので、今から説明をさせていただこうと思います。

○委員長(久藤朝則)

先ほどから聞いていますので、分かりました。難しいことを聞いても、私も分かりません。ただこれは議会としての取り決めですから、皆さんで決めたことは遵守していただきたい。さもなければ、さきほど、川辺委員が言われたように退席なり、発言を許可しないということになろうかと思います。

○委員(若林純一)

ですから、何度も申し上げていますように、マスクは強制ですかって聞いているんです。

○委員(戸匹映二)

今、ルールに基づいて発言とかをしております。若林委員がちゃんと手を挙げて、委員長が指名するというのが一つのルールです。マスクだけそのルールに反していいということがあるんですか。非常に矛盾した意見じゃないですか。

○委員(若林純一)

マスクについては、感染予防のためにするものという理解は私もしております。ただ一定の距離があって、感染リスクが非常に少ない場合において強制されるものではないというふうに私は考えています。ですから、議会の定めたルールというものがどの範囲のどういう場面で強制するルールなのかということについて、科学的エビデンスなりちゃんとした理由を示していただければ、それを見て私も判断します。

○委員(戸匹映二)

若林委員の言われている、二酸化炭素や雑菌云々も何のエビデンスもないじゃないですか。それを、片方だけエビデンス云々というのはおかしい話です。勝手な個人的な意見であります。

○委員(若林純一)

ですから、させるエビデンスもないのであれば、私もエチケットとして、してくれということであればしますが、私はマスクをすることに対して非常に苦痛ですので、鼻を出して息をすることについて認めていただければというふうにお願いしております。

○委員(川辺 隆)

今の戸匹委員のご質問、また若林委員のご回答、大変委員会が紛糾しております。正常な状態ではないと思われますので、これは議会から付託を受けた委員長としてご判断をお願いいたします。

本人ははっきり言いました。マスクを発言以外の時は、するつもりがない。エチケットとしてするんであれば、鼻は出してすると。この発言があった限り、そういう状況の中で、ここに執行部、第三者の報道機関を入れての委員会の開催は少しお考えになって、それが委員長の指示に従えないというのであれば、申し訳ありませんけど、退席を要請いたします。

○委員(若林純一)

今の委員のご意見を踏まえて、発言する際は、私も鼻を隠して発言するようにします。しかし、先ほど来申している通り、常時ずっと鼻を隠すということは大変苦痛でありますので、それを強制されるのであれば、きちんとしたそういう根拠を示していただきたいと思います。ですから、混乱させたくないで発言するとき以外は、鼻を出して新鮮な空気を吸うというところで私も努力いたしたいと思います。

○委員長(久藤朝則)

これはもう遵守していただきたいと思います。長い時間ではございません。何時間もというのではありません。半日、一日かかるわけでもないし。委員会の期間中です。それくらいは、当然と思っております。

(「休憩をお願いします」と呼ぶ者あり)

○委員長(久藤朝則)

休憩します。

午前10時 25 分 休憩

午前10時 26 分 再開

○委員長(久藤朝則)

再開します。それでは、再三の説得にも関わらずマスクをしないようであれば、この席から退席をお願いすることは皆さんいかがでしょうか。

(「異議なし」の声)

(「退席しないですよ」と呼ぶ者あり)

○委員長(久藤朝則)

退席をお願いします。

(「退席するだけの根拠がない」と呼ぶ者あり)

○委員長(久藤朝則)

事務局、地方自治法 129 条を読み上げてください。いいところだけでいいです。

(「いいところだけじゃなくて……」と呼ぶ者あり)

○委員長(久藤朝則)

地方自治法 129 条の1によりというところを読み上げていただきます。

(「休憩をお願いします」と呼ぶ者あり)

○委員長(久藤朝則)

休憩します。

午前10時 27分 休憩

午前10時 28分 再開

○委員長(久藤朝則)

再開します。事務局よろしくをお願いします。

◎事務局

(地方自治法第 129 条 及び 委員長の権限について 読み上げ)

○委員長(久藤朝則)

以上のとおりであります。

(不規則発言 多数)

○委員長(久藤朝則)

退席をお願いします。マスクをしないと発言できません。

○委員(若林純一)

退場させられる理由をもう少しきちんとおっしゃっていただかないと、ちょっと分かりません。

○委員長(久藤朝則)

退席をお願いします。

(「秩序を乱したつもりはないので、退席させられる理由をお願いします。」と呼ぶ者あり)

○委員(川辺 隆)

今までの行為、議場、この委員会の運営を著しく損なうような若林純一委員の発言、マスクを鼻までしない、私は新鮮な空気を吸うために発言以外の時は、委員長の指示に従わないという発言そのものが、委員会からの退場処分 129 条の 1 項に該当するという委員長の権限という説明があつて、委員長は退室を求めております。若林純一委員が退室しないのであれば、本委員会を中止願います。

○委員長(久藤朝則)

退席を促します。

(「委員長」と呼ぶ者あり)

○委員長(久藤朝則)

はい、あてません。

(「あなたは退場を命じられています」と呼ぶ者あり)

○委員(匹田久美子)

若林委員、エビデンスとおっしゃいますけど、飛沫は 2メートル飛ぶというのが一番ポピュラーな発表としてなされています。そして、若林委員と私の距離は2メートルありません。ですので、私はそういうことを一つとっても、やはりこの中で、若林委員がマスクをしっかりと正しく着用していただかないと、一緒に議論するこの場に参加されることに不安を感じます。ですので、委員長が命ずる退席というのに、私も賛成せざるを得ません。お願いします。

○委員(川辺 隆)

すでに、若林委員への退席命令が出ております。若林委員に対しての議論を今後行うことは必要ないと思います。一人の指示に従わない委員が議事の進行・開会を妨げております。このような状況の中では、委員会を開催することができないと判断いたします。ですから、本日の教育民生委員会の中止、延期を求めます。

○委員長(久藤朝則)

再度、若林委員に退席を求めます。

(「委員長、発言機会を求めます」と呼ぶ者あり)

○委員(川辺 隆)

再三に渡る退席要請にも、一切応じる気配を本人が見せませんし、今だ現在、マスクは完全着用しておりません。このような中で、長期にわたる議論をしますと、ここにおられる執行部、また我々議員の感染に対するリスクが増しております。ただちに、この教育民生委員会の中止と延期をお願いします。

(「委員長」と呼ぶ者あり)

○委員長(久藤朝則)

皆さん、いかがですか。今の川辺委員の提案がありましたけど。中止または延期という。

○委員長(戸匹映二)

退席命令に従わないということであれば、このまま議論の継続はできないと思っております。

(「委員長、発言許可を求めます」と呼ぶ者あり)

○委員(川辺 隆)

今の委員の発言もありましたので、委員長権限にて本日の委員会の延期もしくは中止を宣言してください。そうでないと、まだ退席を求められた若林純一委員は座っております。これ以上、議員また執行部の安全の保持、感染防止の保持、秩序のある委員会運営ができておりません。ただちに、延期もしくは中止の命を委員長権限でお願いします。

(「委員長、発言許可を求めます」と呼ぶ者あり)

○委員長(久藤朝則)

分かりました。今、川辺委員が申されましたように、本委員会、本日は中止をしまして延期ということで、事務局とまた日程についてはお知らせします。そういうことで、本日の教育民生委員会は閉じたいと思います。お疲れさまでした。

午前10時 36 閉会

臼杵市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに記録を作成する。

令和3年 9 月 16 日

臼杵市議会

教育民生委員会委員長 久藤 朝則